

庄原市公告第 32 号

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定によって、大規模小売店舗の新設の届出があり、法第 5 条第 3 項の規定により下記のとおり公告する。

令和 3 年 10 月 29 日

庄原市長 木山 耕三

1. 大規模小売店舗の名称及び所在地

- 1) 店舗名 (仮称) ウォンツ東城店
- 2) 所在地 庄原市東城町川東字五反田 1152 番地 1 ほか

2. 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- 1) 大規模小売店舗を設置する者  
名称 J A三井リース建物株式会社  
代表取締役 工藤 真樹  
住所 東京都中央区銀座八丁目 13 番 1 号

2) 小売業を行う者

小売業者	代表者職・氏名	住所
株式会社ツルハグループ ドラッグ&ファーマシー西日本	代表取締役 村上 正一	広島市西区井口明神一丁目 1 番 10 号

3. 大規模小売店舗の新設をする日

令和 4 年 6 月 26 日

4. 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,111 m<sup>2</sup>

5. 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1) 駐車場の位置及び収容台数

位置	収容台数
建物西側	65 台

2) 駐輪場の位置及び収容台数

位置	収容台数
建物南西側	12 台

3) 荷さばき施設の位置及び面積

位置	面積
建物北東側	24 m <sup>2</sup>

4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置	容積
建物屋内北側	3.5 m <sup>3</sup>

6. 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前 9 時

閉店時刻 午後 10 時

2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 8 時 30 分から午後 10 時 30 分まで

3) 駐車場の自動車出入口の数及び位置

出入口の数	位置
2 箇所	駐車場北東側
	駐車場南東側

4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時から午後 10 時まで

7. 届出年月日

令和 3 年 10 月 25 日

8. 届出等の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

1) 縦覧場所

庄原市企画振興部商工観光課商工振興係（庄原市中本町一丁目 10 番 1 号）

2) 縦覧期間

令和 3 年 10 月 29 日から令和 4 年 2 月 28 日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。

3) 縦覧のできる時間帯

午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで

9. 意見書の提出

法第 8 条第 2 項に基づき、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、市に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

1) 提出期限

令和4年2月28日

2) 提出先

庄原市企画振興部商工観光課商工振興係